

【第7条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）】

（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）

第7条 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- （1）壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの背面及び側面と壁との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたものの場合にあつては、この限りでない。
 - （2）壁付暖炉、ペチカ及びオンドルは、厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さが25センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。
 - （3）ペチカ及びオンドルは、火床から1.8メートル以内の建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品に接する部分は、厚さ20センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。
- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成12年条例第50号〕

【趣旨】

本条は、壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置及び構造の基準について定めたものである。

「暖炉」とは、薪などを燃焼させ、それを熱源とする暖房設備のことである。炉内で薪や石炭を燃やし、その熱で室内を暖める。

「ペチカ」とは、ロシア語で暖炉を意味するが、日本ではれんがで造り付けた暖房設備のことをいう。れんがの中に煙突が組み込まれており、れんがは熱をよく吸収することから、一度暖まると暖房を切っても暖かさが続く。また、「簡易ペチカ」とは、一般住宅において省エネルギー暖房を目的として、ペチカの火床に相当する部分をストーブとし、そのストーブの排気筒をペチカに接続して排気熱を利用する暖房設備をいう。

「オンドル」とは、薪や練炭などを使った韓国式の床暖房のことをいう。

これらの設備は、火の使用法のほか、煙突の中にすすやタールが詰まること等に起因する火災危険があることから、昭和37年の条例全部改正により本条を設けたものである。

【解説】

1 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルによる火災危険（例）

壁付暖炉、ペチカ及びオンドルを設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

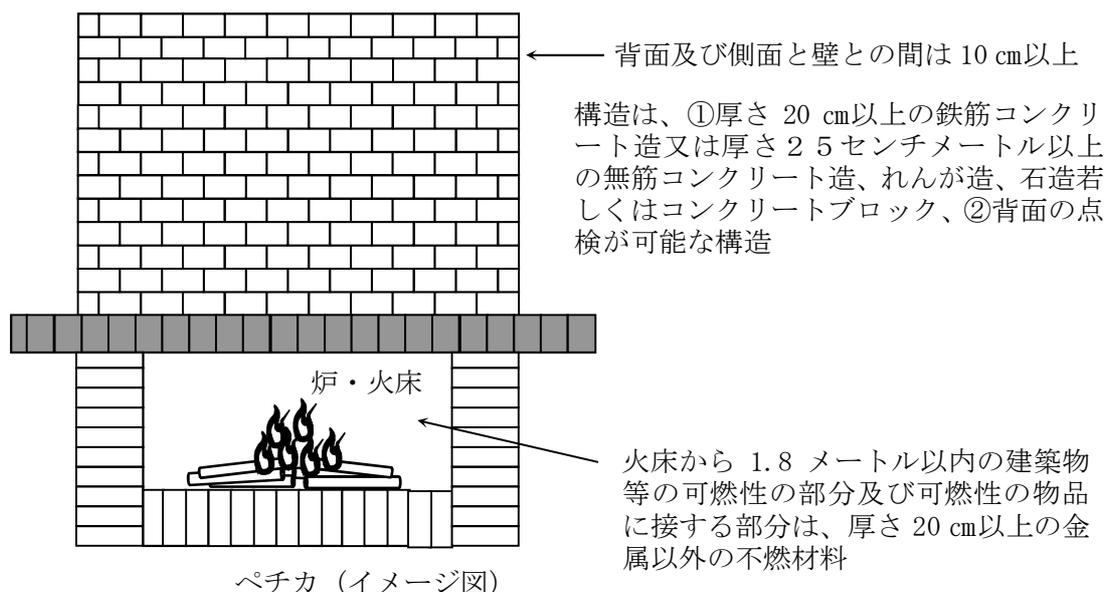
	想定される火災危険（例）	対策（例）
□	オンドル式床暖房を長期にわたって使用したことで土台が蓄熱効果により過熱し、土台が炭化したことで低温着火により火災化する。	・適切な不燃措置をとること。
□	ペチカの燃焼室直下のはり部分までの離隔距離が不足していることに加えて、床の不燃処理が無い状態で長期間の使用により低温着火し出火する。	・適正な離隔距離を確保すること。 ・適切な不燃措置をとること。
□	簡易ペチカの煙道部分の点検口が破損したまま使用し、煙道周囲の可燃物が点検口からの放射熱により発火する。	・容易に亀裂、破損しない不燃性の構造とすること。

壁付暖炉、ペチカ及びオンドルによる火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して当該設備を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要

がある。

2 壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置及び構造の基準（第1項関係）

- (1) 背面及び側面と壁との間には、10センチメートル以上の距離を保つ。ただし、壁が耐火構造であって、間柱、下地その他の主要な部分を準不燃材料で造ったものは、この限りでない。
- (2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ25センチメートル以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロックとし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とする。
- (3) ペチカ及びオンドルは、火床から1.8メートル以内の建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品に接する部分は、厚さ20センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造る。



3 その他壁付暖炉、ペチカ及びオンドルの位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

- (1) 第1項に定めるもののほか、壁付暖炉、ペチカ及びオンドル（以下、本条【解説】において「暖炉等」という。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第1号、第7号及び第9号から第12条までを除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。
 - ア 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第2号関係）
 - イ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第3号関係）
 - ウ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第4号関係）
 - エ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第5号関係）
 - オ 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第1項第6号関係）
 - カ 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第8号関係）
 - キ 暖炉等に附属する風道については、風道並びにその覆い及び支柱の不燃措置、風道の暖炉等に近接する部分への防火ダンパー設置、暖炉等から防火ダンパーまでの部分等における可燃性部分との間の離隔距離の確保、給気孔のじんあい混入防止措置などをとること。（第3条第1

【第7条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）】

項第14号関係)

- ク 固体燃料を使用する暖炉等にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。（第3条第1項第15号関係）
- ケ 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。（第3条第1項第16号関係）
- コ 液体燃料を使用する暖炉等の燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのある暖炉等に係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第18号関係）
- サ 気体燃料を使用する暖炉等にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）
- シ 液体燃料又は気体燃料を使用する暖炉等にあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）
- ス 気体燃料を使用する暖炉等の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）
- セ 電気を熱源とする暖炉等にあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）
- ソ 暖炉等の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）
- タ 暖炉等及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）
- チ 液体燃料を使用する暖炉等及び電気を熱源とする暖炉等にあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）
- ツ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）
- テ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある暖炉等にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第2項第5号関係）
- ト 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）
- ナ 入力350キロワット以上の暖炉等にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、暖炉等の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

（第3条第3項関係）

ニ その他液体燃料を使用する暖炉等の位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）

（ア）指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事。（第35条関係）

（イ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関する事。（第36条の2関係）

（ウ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関する事。（第36条の3関係）

（エ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事。（第36条の3の2関係）

（オ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関する事。（第36条の4関係。ただし、第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

（カ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関する事。（第36条の5関係）

（2）（1）ニ（第4項関係）は、灯油、重油その他の液体燃料を使用する暖炉等に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合は危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

4 簡易ペチカの位置及び構造の基準

道内の住宅では、省エネルギー暖房を目的とするほか、部屋の装飾やペチカを手軽に楽しむためのものとして、ペチカの炉、火床部分に小型の液体燃料ストーブを取り付け、当該ストーブの排気筒をペチカに接続してペチカ同様に排気熱を利用する、いわゆる「簡易ペチカ」が普及している。この形態は、熱源が小さいことから、本条に定める基準によらず煙突の延長として捉え、使用されている実態を踏まえ、位置、構造を規定している。

（1）簡易ペチカの位置及び構造

ア 簡易ペチカは、れんがが又はこれと同等以上の強度及び耐熱性を有する金属以外の不燃材料を用いて、排気漏れのないように堅固に造られているものであること。

イ 簡易ペチカの厚さは、煙道部分から上部20センチメートル以上、その他は6センチメートル以上であること。

ウ 設置する床は、厚さ10センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られていること。

エ 煙道の点検及び清掃ができる点検口を設け、点検口には、容易に亀裂し、又は破損することのない不燃材料の蓋を設置すること。

オ 使用するストーブの排気量が十分排気できること。

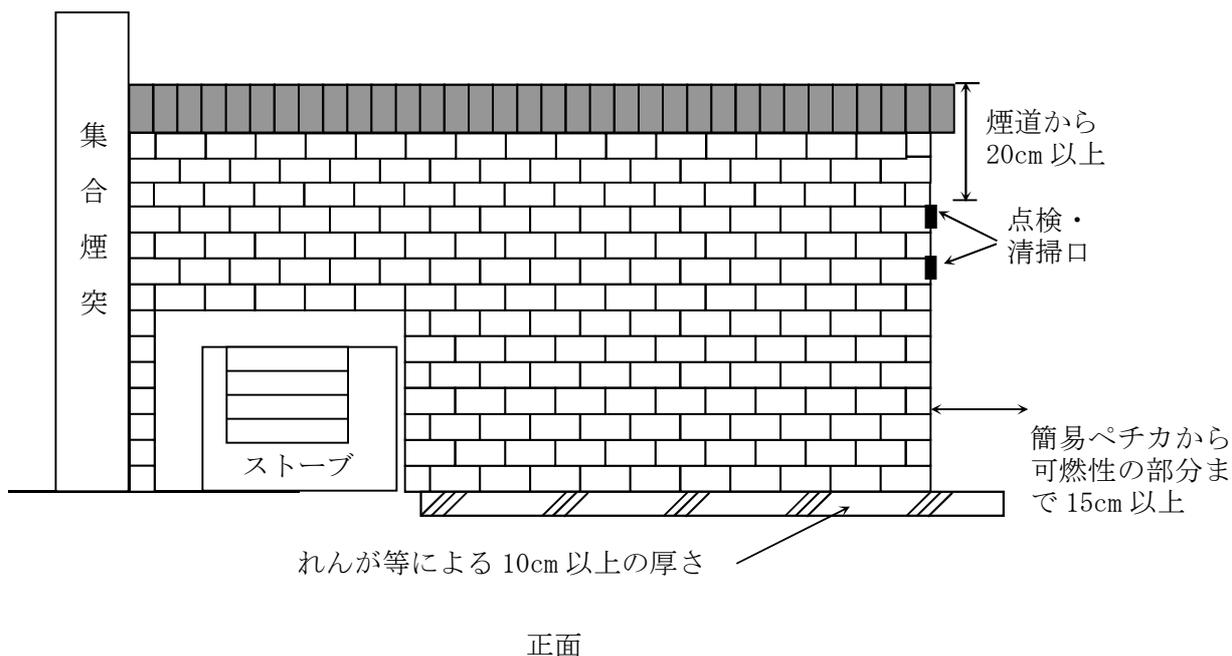
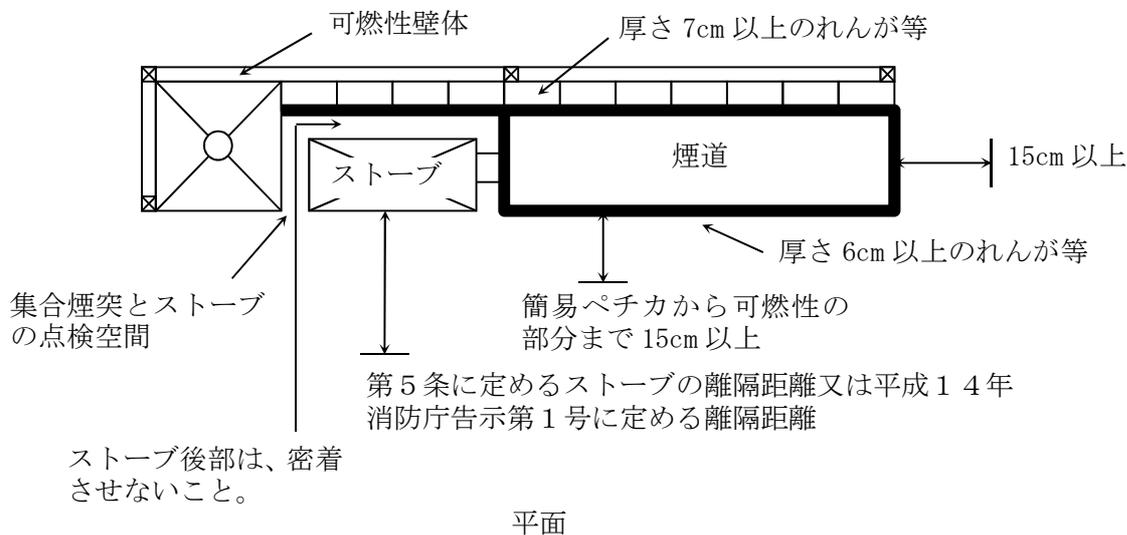
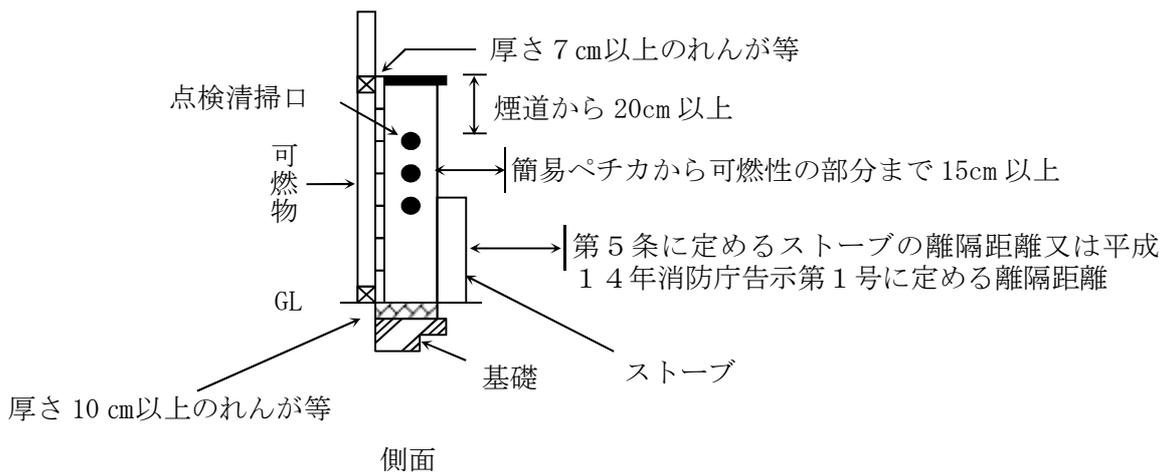
カ 簡易ペチカは、可燃性の部分（上方を除く。）から15センチメートル以上の離隔距離を保つこと。ただし、簡易ペチカの厚さを13センチメートル以上とした場合は、15センチメートル未満の離隔距離とすることができるものとする。

（2）熱源に用いるストーブの位置及び構造

ア 熱源に用いるストーブは、液体燃料を使用するものとし、入力23キロワット未満のものであること。

イ アのほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第5条（ストーブ）の規定による。

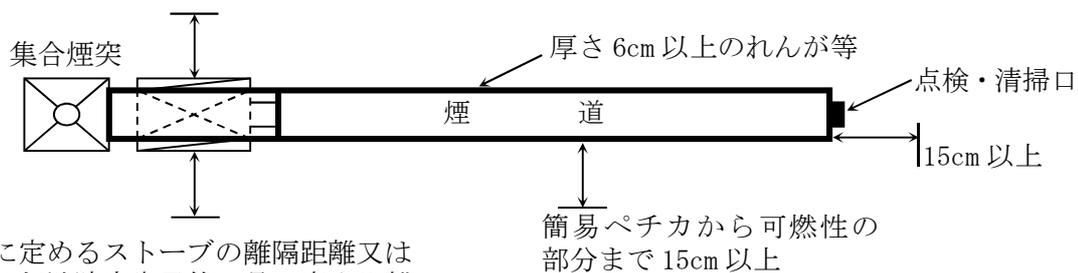
【第7条（壁付暖炉、ペチカ及びビンドル）】



【第7条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）】

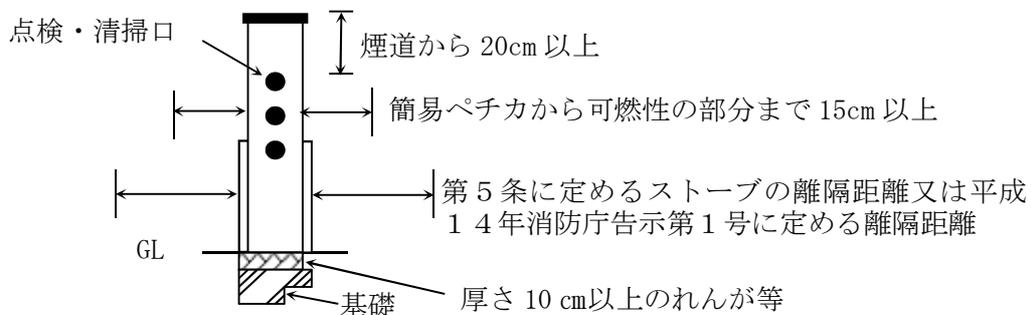
ウ 両面放射型の簡易ペチカについては、下図のとおりである。

第5条に定めるストーブの離隔距離又は平成14年消防庁告示第1号に定める離隔距離



第5条に定めるストーブの離隔距離又は平成14年消防庁告示第1号に定める離隔距離

平面



側面

【第7条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）】

(3) 離隔距離（別表第3関係）

条例に定めるストーブの離隔距離は、下表のとおりである。

ア 移動式を除くストーブ

種類					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5注	4.5
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100

注) 熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60センチメートルとする。

備考

- (ア) 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- (イ) 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。イについて同じ。
- (ウ) 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。イについて同じ。
- (エ) 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。イについて同じ。
- (オ) 「開放式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスをそのまま室内へ排出するものをいう。イについて同じ。
- (カ) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (キ) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。

イ 移動式ストーブ

種類				距離（センチメートル）					
				入力	上方	側方	前方	後方	
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5
				全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5 注1	4.5	
			強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5
				全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5 注1	4.5	
			強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	
液体燃料	不燃以外	開放式		放射型	7キロワット以下	100	50	100	20
				自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	150	100	100	100
					7キロワット以下	100	50	50	50
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15
				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え 12キロワット以下	100	150	150	150
					7キロワット以下	100	100	100	100
	不燃	開放式		放射型	7キロワット以下	80	30	—	5
				自然対流型	7キロワットを超え 12キロワット以下	120	100	—	100
					7キロワット以下	80	30	—	30
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5
				温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え 12キロワット以下	80	150	—	150
					7キロワット以下	80	100	—	100
固体燃料				—	100	50 注2	50 注2	50 注2	

注1) 熱対流方向が一方向に集中する場合には、60センチメートルとする。

注2) 方向性を有するものには、100センチメートルとする。

備考 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料、液体燃料及び固体燃料を使用するものである場合をいう。